ＪＲ久留米駅東西自由通路
販売・展示スペース

ご利用案内

令和８年10月版

随時 受付中

電源・駐車場有！



販売・展示スペース

貸し出します！

あなたのお店や企業を

駅利用者にＰＲしませんか

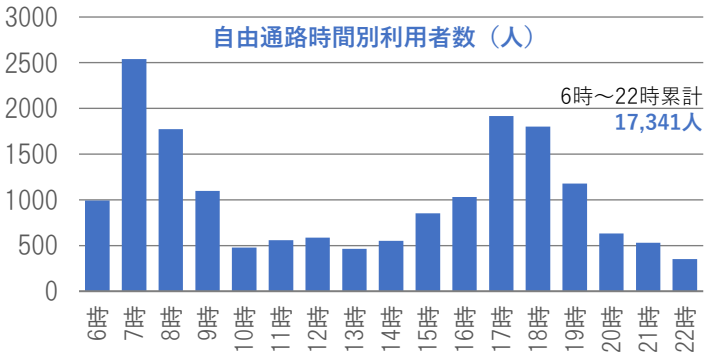
久留米市 都市建設部 路政課

1．ＪＲ久留米駅東西自由通路について

ＪＲ久留米駅東西自由通路



九州新幹線・鹿児島本線・久大本線・路線バスと、多様な公共交通機関が集まる中核駅の通路です。



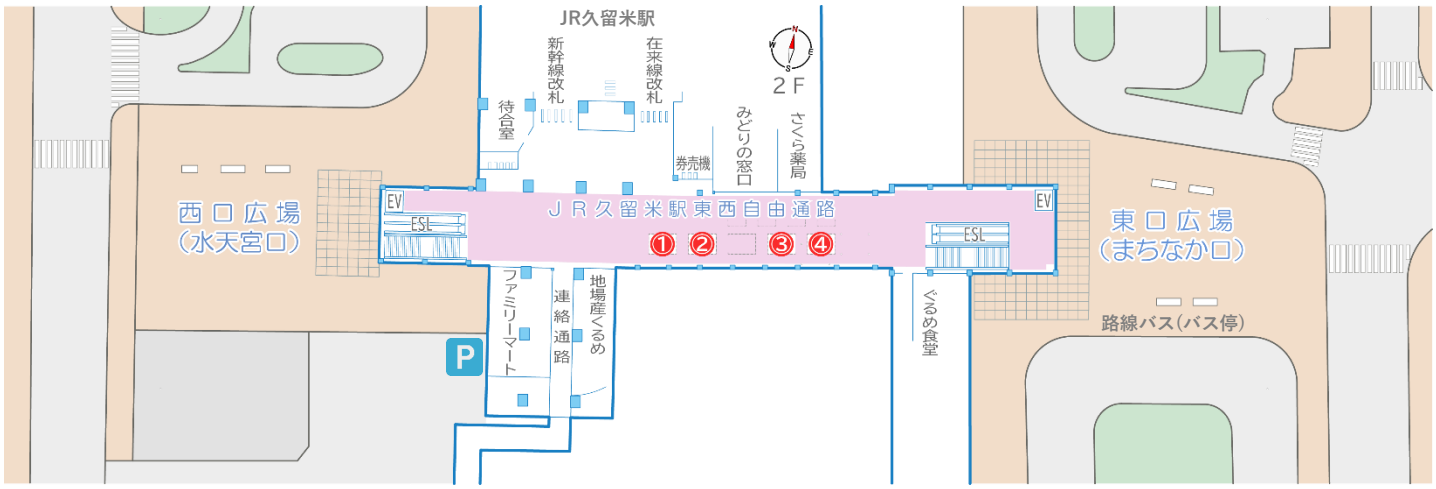
（令和7年4月22日（火）路政課調べ）

POINT 1
圏域人口４３万人の中核駅に立地

POINT 2
屋根付きのため全天候対応可能
電源あり！

POINT 3
通路利用者は1日15,000人超

2．使用できる場所





【西側からの写真】

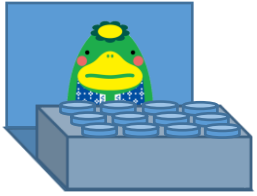


【東側からの写真】

４ｍ×３ｍの範囲で貸出
①・②は販売用スペース
③・④は展示用スペース

電源あり（1,500w）！
使用者用の駐車場有！

3．販売での使用の場合



① 使用までの流れ

２１日前まで	使用日まで	物品の販売 使用日	使用後５日以内	納付期限まで
申込み（申請）	許　可	使　用	実績報告	使用料の納付
下のＱＲコードから申込み	市から許可書送付		最終使用日の翌日から５日以内に市に実績を報告	市から納付書送付⇒使用料の支払い

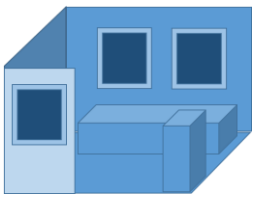
② 使用料

・使用料は１日あたり　８００円　又は　売上の１５％（どちらか高い方）となります。
・支払いは後払いです。

③ 注意事項

・貸し出しは日単位。最大で連続７日間使用できます。　⇒６．注意事項に詳しく記載しています
・１日の使用可能時間は６：３０～２２：３０です。　⇒設営・撤去時間を含みます
・関係行政機関（保健所、税務署等）との調整や届出が必要な場合は、使用者で手続きを行ってください。
・複数日にまたがって使用される場合は、設置物品は毎日撤去してください。
⇒安全の確保など条件を満たせば、机やテント等の夜間据え置き可能です

4．展示での使用の場合



① 使用までの流れ

２１日前まで	使用日まで	使用日まで	物品の展示 使用日	使用後５日以内
申込み（申請）	許　可	使用料の納付	使　用	実績報告
下のＱＲコードから申込み	市から許可書送付	市から納付書送付⇒使用料の支払い	設営等は許可日から可能	最終使用日の翌日から５日以内に市に実績を報告

② 使用料

・使用料は１週あたり　２５，４１０円（税込）　となります。
・支払いは前払いです。
※公用目的の場合は、減免対象となる場合があるため別途ご相談ください。

③ 注意事項

・貸し出しは週単位で、連続１年間利用できます。　⇒空き状況により更新も可能です
貸出期間は水曜日から翌週の火曜日となります。（例）１月１日（水）～１月７日（火）

5．申し込み方法

右のＱＲコードからお申し込みください。
空き状況については、電話またはメールでお問い合わせください。
（受付時間：平日８時３０分から１７時００分まで）
なお、仮予約は受け付けておりません。

6．注意事項

申請上の注意

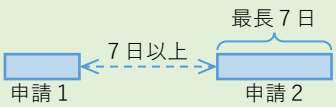
①通路利用者の利便性を確保し、通路の賑わいづくりに寄与する行為のみ使用できます。

②使用許可を受けた目的以外で使用しないでください。

③許可を受けた場所の一部や全部を、第三者に転貸することや権利を譲渡することはできません。

④受付は原則先着順ですが、市内の地域資源や産業の活用・ＰＲ・賑わいづくりの観点から日程調整や場所調整をさせていただくことがあります。

⑤物品の販売の使用申請は、最大２回分申請可能です。（最長７日×２回）
※使用期間の間隔は７日間以上開けてください。



※空き状況に応じて更に利用も可能ですのでご相談ください。

使用上の注意

①使用中及び設営・撤去の際の安全管理は使用者が責任を持って行ってください。

②販売・展示される物品の防犯等の対策は申請者で講じてください。

③自由通路床面は、あらかじめシートを引くなど、汚さないように対策をしてください。また、使用後は使用場所とその周辺を清掃し、発生したゴミは当日に使用者が持ち帰ってください。

④使用者が施設や設備に損害を与えた場合は、その損害額のすべてを賠償していただきます。

⑤自由通路における火気の使用や煙を発生するような行為はできません。

⑥電気を使用する場合は事前に申請してください。
使用可能な最大消費電力は１，５００Ｗです。

⑦備品（机・椅子等）を使用される場合は使用者自身で準備してください。

⑧重量物を設置または展示される場合は、事前にご相談ください。

7．Q&A

Q．使用を希望した日が他団体と重なったときはどうなるの？

A．原則は先着順となります。（申請は使用の６カ月前より可能です。）

Q．使用後の実績報告はどうしたらいいの？ 【ＱＲ】

A．使用後にオンラインにて実績を報告していただきます。
報告は右のＱＲコードからお願いします。

Q．使用料はどうやって支払うの？

A．納付書を路政課窓口まで取りに来ていただき、所定の銀行で支払っていただきます。

Q．物品の販売時の使用料について、計算方法をくわしく教えて！

A．（例）売上額が２５，５００円だった場合
使用料　２５，５００円×１５％＝３，８２５円≒３，８２０円（１０円未満は切り捨て）
８００円＜３，８２０円　よって使用料は　３，８２０円　となります。



Q．販売用スペースでの飲食はできるの？

A．指定された範囲内で飲食スペースを設けていただければ可能です。

【お問い合わせ】
〒830-8520
久留米市城南町１５-３ 本庁舎１０階　久留米市都市建設部路政課
TEL：0942-30-9076　FAX：0942-30-9712　Mail：rosei@city.kurume.lg.jp